

庁達第2号

庁 中 一 般  
各 事 業 所

堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

第6条第1項中「別表第2に」を「同表に」に改め、同項ただし書中「を超える」を「以上の」に改める。

第8条第10項中「及び第19号」を削る。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。